

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	地方税の賦課に関する事務(個人住民税)基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

山江村は、地方税の賦課に関する事務(個人住民税)における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人プライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

熊本県 山江村長

## 公表日

平成27年6月26日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税の賦課に関する事務(個人住民税)
②事務の概要	<p>地方税法に基づき、1月1日現在において村内に在住している者の村民税を算定するために、住民や税務署から提出された申告情報や給与支払者・年金支払者から提出された支払報告書を収集し、個人住民税を計算、賦課決定し住民もしくは給与支払者・年金支払者へ通知する。</p> <p>【番号法別表第一に関する事務】</p> <p>①申告情報(確定申告書、村民税申告書、給与・年金支払報告書等)を受理し、個人住民税の賦課決定・賦課更正し、住民もしくは給与・年金支払者への税額通知並びに納付書を発送する。            ②山江村から他自治体、税務署等への税務調査実施。            ③住民登録外の課税に伴う他自治体への通知。            ④個人住民税の減免申請書を受理し、減免決定後の通知。            ⑤給与支払者からの就職、退職等の異動届を受理し、税額、徴収方法の変更を通知する。</p> <p>【番号法別表第二に関する事務】</p> <p>①障害者控除の適用に関する事務において、納税義務者の配偶者又は扶養親族に係る身体及び精神障害者手帳の交付、その障害の程度に関する情報を照会する。            ②住民税減免事務において、納税義務者の生活保護実施関係情報を提供する。            ③他機関から番号法別表第二に基づく照会があった際は、地方税関係情報を提供する。</p> <p>※個人住民税課税事務において、番号法第19条の別表第二の規定に基づき、中間サーバーを使用して特定個人情報の照会又は提供を行う。中間サーバーについては、セキュリティ上の観点により、特定個人情報の照会と提供の際は、「個人番号」を直接利用せず「符号」を取得して利用する。</p>
③システムの名称	1. 村民税システム、2. 申告受付システム、3. 中間サーバー、4. 団体内統合宛名、5. eLTAXシステム 6. 国税連携システム
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 個人住民税賦課関係情報ファイル 2. 障害者関係ファイル 3. 生活保護関係ファイル 4. 年金特徴ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項 別表第一の16の項 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>1. 番号法第19条 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項) (別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に本評価書記載の事務(②事務の概要)が含まれる項(27の項)</p> <p>2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (主務省令における情報提供の根拠) 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第10条、第12条、第13条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第25条、第31条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第40条、第43条、第44条、第47条、第49条、第50条、第51条、第52条、第54条、第55条、第58条、第59条 ※別表第二の29、34、35、39、40、48、58、59、71、84、91、101、115、116、117、120の項については、主務省令未交付。 (主務省令における情報照会の根拠) 第20条</p>

<b>5. 評価実施機関における担当部署</b>	
①部署	税務課
②所属長	税務課長
<b>6. 他の評価実施機関</b>	
<b>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</b>	
請求先	山江村役場総務課 〒868-8502 熊本県球磨郡山江村大字山田甲1356-1 TEL0966-23-3111
<b>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</b>	
連絡先	山江村役場税務課 〒868-8502 熊本県球磨郡山江村大字山田甲1356-1 TEL0966-23-3111

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

